

昭和期内務官僚研究序説

—分析枠組みの設定—

古川隆久

はじめに

一八七三（明治六）年一月に設置された内務省は、太平洋戦敗戦直後の一九四七（昭和二二）年六月に解体されるまで、日本における国内行政の中心的官庁として、地方行政、警察、土木、社会衛生、神社など幅広い権限を持っただけでなく、地方庁の幹部職員（高等官たる地方官、具体的には主に府県知事、北海道長官、すなわち地方長官、以下主に知事と記す、及び道府県部長）の人事権を持ち、多くの場合高等官たる地方官には内務省で採用された有資格者（文官高等試験合格者）が任命された。すなわち、政権担当者が国内統治を遂行するにあたっては内務省の掌握が必須であり、少なくとも政党内閣崩壊までは、内務大臣は一、二を争う重要ポストといわれたのである。^①当然、日本近代政治史の考察にあたつても内務省あるいは内務官僚（内務省所属の有資格者。出向者や一時休職、退職後復帰の可能性のある場合も含む）の動

向は重要な研究テーマの一つである。そして、昭和史に限つてみても、特に一九三二年の五・一五事件で政党内閣が崩壊して以後、内務大臣の重要性は薄れたとは言われるものの、内務省あるいは内務官僚が政治史の上でしばしば重要な役割を果たしている。

たとえば一九三二年の文官分限令改正の目的は知事の人事に政党の介入を防ぐためであったといわれるし、一九三四年以後の選挙肅正運動の主役は内務官僚及びその出身者であり、同時に新しい政治勢力の一つとして注目を浴びた「新官僚」グループの主力も内務官僚及びその出身者である。^②また、内務省も、一九四〇年の新体制運動の過程において、大政翼賛会の「骨抜き」に一役買つたし、^③言論・思想統制や、事实上の推薦制度を導入したことでも知られる一九四二年のいわゆる推薦選挙などで重要な役割を果たした組織の一つは内務省及び道府県の警察部門であり、隣組の整備など地方制度の整備

ももちろん内務省の職務であり、社会衛生の専管官庁として一九三八年に設置された厚生省も事実上内務省の出先官庁としての性格が強かつた。⁽³⁾また、筆者の從来の研究に照らしても、一九四一年に企画院が内務省解体案を作成し、閣議で検討される直前までいってこと、一九四三年の地方制度改革関係法案の議会審議が紛糾したこと、一九四五の大日本政治会結成時、同会の地方支部設置に内務省が激しく反対したことなど、内務省あるいは内務官僚は内政に関する重要な場面で必ずといっていいほど主要な政治勢力の一つとして登場することから、内務官僚研究の重要性を指摘してきた。⁽⁵⁾

そして、こうした経緯の結果として、敗戦後、占領軍によって「日本人民抑圧のための中央集権的統制の機関」とみなされ、明治以来の官庁としては軍事関係以外では唯一解体の運命をたどり、知事（官選知事）も地方分権の一環として公選知事となるのである。⁽⁶⁾

ところが、そもそも從来内務省あるいは内務官僚の全体像に関する研究は、対象の大きさゆえか存在しない。⁽⁷⁾わずかにそれと類するものとしては、内務官僚経験者たちが内務省解体後に編纂した『内務省史』があるに過ぎない。また、個別研究も決して多いとはいえない、昭和期に限つていえば、その多くが五・一五事件から二・二六事件の時期に集中している。⁽⁸⁾しかも、内務官僚の一部（新官僚や、革新官僚に分類される

人々）に関する場合を除けば、内務省なり内務官僚なりを昭和期の政治構造の中に有機的に位置付けることに成功した研究は見当らないといつてよい。

そこで内務省あるいは内務官僚研究を推進する必要があるわけであるが、まず本稿では研究対象を昭和期の内務官僚と限定する。その理由は、内務省と地方庁（道府県、一九四三年以後は東京都も）の関係を人的に支えているのは内務官僚であり、また、内務官僚が自立した政治勢力となるのは政党内閣崩壊後であると予想されるからである。そして、本稿では以後の一連の研究の準備作業として、内務官僚の政治史的位置付けに用いる枠組みを考えたい。

その際、この図式は現実をよりわかりやすく整理し、内務官僚の歴史的位置付けのために有意義なものとする必要があるので、あくまでも歴史的事実に即した図式でなければならぬ。ここではその図式を新体制運動という事例に即して考察してみたい。その理由は、新体制運動が、昭和初期にほぼ壊滅した日本共産党を除くほぼすべての政治勢力が関与した政治的事象であるからである。新体制運動については一定の研究蓄積があるので⁽⁹⁾、ここではそれらの成果を利用しつつ、新体制運動期の各政治勢力の相互関係を考察する中で内務官僚の位置付けについて考えてみたい。もちろん内務官僚について、こうした観点からの先行研究は存在せず、從来は内務

省の新体制運動への関わり方が官庁セクショナリズムに基づくとされているか、ファシズム論の枠組みでは先駆的にファシズム化の担い手の一つとされているに過ぎない。

その際ポイントとなるのはこの運動で当面の目標とされた「国民組織」の創設過程である。なぜなら、そのあり方いかんによっては、既成の政治制度の変革や、既成の政治勢力の政治過程からの退場、つまり無血革命が起こる可能性を秘めており、こうした動きに対しても、内務官僚も重大な関心を寄せざるをえなかつたのである。その理由は、内務官僚の多くが知事就任を入省後の目標としていたことや、当時知事の理想像を示す言葉として内務官僚の中で「牧民官」という言葉がしばしば使われていたことからもわかるように、内務官僚の内務官僚たるアイデンティティーは、知事あるいは広く地方官として地方行政の幅広い分野で仕事をすることにあつたが、⁽⁵⁾ 政治制度の変革の範囲が中央の政治機構にとどまらない場合には、当然こうした内務官僚の政治的領分にも変革の波が押し寄せることがあるからである。

第一章 新しい対抗図式の設定

一九四〇年六月二十四日、近衛文麿は新体制運動の推進を声明して枢密院議長を辞任し、既に準備工作を進めていた側近グループと共に運動を開始した。そして諸政党が運動参加の

ため次々に解散はじめると、陸軍はこの動きを促進する意図から米内内閣を倒し、七月二二日、第二次近衛内閣が成立した。⁽⁶⁾ 内閣は八月一日に「基本国策要綱」を閣議決定したが、その中には「強力なる新政治体制を確立し国政の総合統一を図る」とあり、具体的には「新国民組織の確立」「議会翼賛体制の確立」「官界新体制の確立」の三項目が掲げられた。⁽⁷⁾ まさにこの方針は、前述のようにこの運動が中央にとどまらず地方も含めた政治のあり方全体が変革の対象となることを示している。そしてこの方針に基づいて政府は同月二三日に新体制準備会の委員（準備委員、二六名に閣僚が加わる）と常任幹事（八名、うち官職による任命六名）の名簿を発表した。⁽⁸⁾ 準備委員は各界の有力者を網羅しており、举国一致型の組織を作ることがめざされていたことがわかるがもちろん準備委員にも常任幹事にも内務官僚出身者あるいは内務省幹部が参加していた。すなわち、準備委員では堀切善次郎（貴族院議員、国民精神総動員本部理事長、元神奈川県知事、齊藤実内閣の法制局長官）と安井英二内相（元大阪府知事、第一次近衛内閣の文相）、常任幹事では富田健治内閣書記官長（前長野県知事）と挾間茂内務次官である。そして同二八日に首相官邸で第一回会議が開かれ、九月一七日まで、六回の会議と一回の特別審議会が開かれた。

そして既に知られているように、その後も種々の糾余曲折

を経て一〇月一二日に「高度の政治性」を持った国民組織として大政翼賛会が生まれるが、その後もさまざまな糾余曲折の末、翌年四月二日の翼賛会の大規模な改組と人事更迭で政策立案部門が廃止され、新体制運動の推進勢力が翼賛会中央本部から去り、懸案であった地方支部長人事を知事兼任とすることによって翼賛会がいわゆる「精動化」し、新体制運動は終息した。⁽¹⁵⁾ 本章ではまず準備会での議論からみていこう。

第一回会議の冒頭で読み上げた声明の中で近衛首相は、準備会の目的を「国民組織の一般的構成」「国民運動の中核体の組織」「現在諸団体との調整」「国家機構との連携」についての「協議協力」とし、「国民組織」の性格に関連しては、「国民組織の運動」は「高度の政治性」を持つが、「所謂政党運動」や「一国一党運動」ではないと述べた。⁽¹⁶⁾ そして九月三日の第二回会議では幹事側から議論の材料として「新体制建設国民協力組織」と題する組織案が提示された。その要点は各種の職業別団体を組織させて各省の支配下におき、これとは別に中央本部と地方支部（道府県レベル、都市レベル、町村レベル）からなる「中核体」と「新体制促進中央協力会議」以下道府県、郡市、町村の各レベルに至る合議体の下に隣組という二本立てによる国民組織を創設するという形になっていた。そして、次にみる各委員の発言内容からみて、中核体は運動完成後は廃止または改組する方針となっていたと推定

できる。

準備会での最大の問題点は国民組織の機構や性格をめぐる議論であり、具体的には国民組織を政党または政党的性格の強い組織にするか否かという点であった。これについて、堀切は、第二回会議で「中央会議ノ総務ニハ各省大臣モ加ハリ、大臣タル總務ト然ラザルモノトガ一縷ニヤツタラ如何」「道府県支部ハ道府県庁以外ニ設ケルノ力。左右スルト二元的トナル。現在中心ハ何トイツテモ道府県デアルカラ、支部ハ道府県トシ、支部長ハ知事ヲ以テ之ニ充テ度イ」「協力会議ハ道府県ニ早ク設ケテ、今日ノ道府県会ニ代ヘテ頂キ度イ」と、九月一三日の第五回会議で「私ハ会ヲ作り会员ヲ作ルト国民ヲ二分スルト云フコトデ疑問ヲ抱イテ居ツタ」と述べている。

すなわち、中央会議に政府側の人物を参加させること、道府県支部長は知事兼任とすること、会員制度を設けることは国内分裂を招くとして反対であることを主張している。これは国民組織の自立性を大幅に否定している発言であり、国民組織の政党的性格を否定していると断ぜざるを得ない。これらの発言の背景の詳細な論証は別稿に譲らざるえないが、地方長官の権限維持を主張しており、かつ国内分裂防止など国内統治の安定をめざしていること、中央会議に政府側も参加させるとしていることに関しても、当時新体制運動の積極

推進派の中には左翼転向者がいるとして警察部門が警戒して、いたことと関連があると考えられることから、いずれの発言も当時の内務官僚一般の利益に沿っているとみなすことがで

きる。

こうした内務官僚の議論に反対し、ほぼ同一の見解を主張したのは、岡田忠彦（旧政友会久原派）、小川郷太郎（旧民政黨の主流）、永井柳太郎（旧民政黨の革新派）、金光庸夫（旧政友会中立派）などの政民両党の有力代議士と橋本欣五郎（大日本青年党党首）、中野正剛（東方会党首）、松岡洋右外相など在野の「革新右翼」、全国町村長会会长の岡崎勉（岡山県西大寺町長）²⁹である。

しかし、これらの人々は従来の研究では政治的に相容れない人々であるとされてきた。その点を最も的確かつ簡潔に表わしたのが伊藤隆氏の「革新派」論であり、筆者もこの「革新派」論を用いて企画院に代表される総合国策機関（内閣の政策立案、調整機関）や日本戦争勃発以後の議会の政治史的分析を行なってきた。³⁰伊藤氏の論は、各政治勢力の相互関係やその変化を探る際に用いることのできる対抗図式として、明治維新以来「復古」対「欧化」の図式があつたが、第一次大戦後「革新」対「現状維持」という対立図式も登場

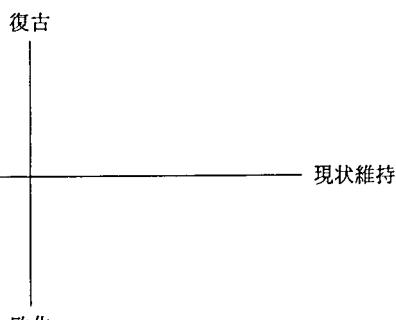


図1

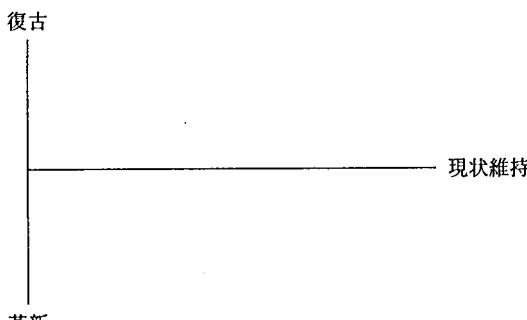


図2

し、以後この二つの図式を組み合わせた枠組み（図1）によつて政治史分析を行なおうという主張であるが、二・二六事件以後、新体制運動期には「革新」対「復古」と「革新—復古」

対「現状維持」という二つの対抗図式（図2）に変化するとされる。ここでいう「革新」「現状維持」が何を対象としているかは時期によって、あるいは各勢力毎に違いや変化がありえるが、少なくとも新体制運動期には大日本帝国憲法によつて規定された国家体制を政治的には全体主義、経済的には計画経済に変化させることが「革新派」の目標であり、それに對しそれぞれ別の論理から反対の立場をとるのが、どちらかというと近代化に否定的立場をとる「復古派」と、政治的には自由主義、経済的には資本主義的立場をとる「現状維持派」とされる。⁽²⁾

そしてこの「革新派」論をさきほどの人々が代表する勢力に適用すれば、橋本、松岡、中野ら、政友会、民政党を「現状維持」的な「既成政党」とみなし、「既成政党排撃」を中心とした人々は、社会大衆党の一部、昭和研究会の有力メンバーを含め「革新派」（「革新右翼」と呼ばれることもある）であり、政友会、民政党的人々は「現状維持派」となるわけであるが、永井、岡田らの代表するグループは二・二六事件以後近衛新党運動に関わっていたことから、彼らも「革新派」に分類される。なお、岡崎が代表する地方勢力は、農民運動、労働運動、産業組合、青年団等に關係する場合以外は「革新派」論の射程には含まれていない。

このように「革新派」論においては基本的に対立し合うはずの彼らがなぜ、どのような点で国民組織の機構や性格について一致した見解を持つに至ったのだろうか。その点を考えるために、第二回、第三回（九月六日）会議における各人の発言の重要な部分を発言順にみておこう。

岡田「コノ中央部ニハ役人ガ多スギテアマリニモ官製ノ組織ト思ハレ易イ。官トモ民トモイハヌ国民的組織トスル工夫ガナイカ」「将来ハ總理ト總裁ハ別ノ方ガ良イ」、小川「中央本部ハ國民組織完成後モ必要ト思フ」、永井「從来ノ政党結社ノ解散後國民運動ヲ指導スベキ中核体トシテ中央本部ヲ恒久化シ、次ニ中央本部ニ上意下達下意上達ノ機関ヲ統合シコヘデ政策ノ大本ヲ決定シ、ソレヲ内閣ニ実行セシメレバ樂ニ動ケル」「地方制度ヲ改正スレバ協力會議ハ不要」、橋本「ムシロ中央本部ヲ實態トスベキデアツテ、協力會議ハ必要ナイ」「知事ヲ地方支部ノ親方ニスルコトハ國民的意氣ガ出ナイ」、金光「小川、永井両君トモ同感」「橋本サシノ御説ニモ同感」、中野「組織ノ根本觀念ニ就テハ、私モ永井、橋本両君ニ全面的ニ同感」「地方支部長ヲ知事ナドニシテ誰ガツイテ來ルカ」、松岡「地方支部長ヲ知事ニスルナドトハ以テノ外デアル」、岡崎（第三回会議）「道府県支部長ハ地方長官ヲ以テ充ツルトイフ話ガアツタガ、「中略」近衛公爵ト憂ヲニシ、志ヲ同ジクスル國土的人物ヲ以テ當ラシメ度イ」、金光（岡崎に同じ）「元來國民的組織タルベキモノ故、官吏ハ中核体ニ

入ラヌコトトシタ方ガ良イ」。

すなわち、中央組織（「中核体」）の恒久化、中央組織の官製的色彩の嫌悪、地方支部長知事兼任の否定などはほぼ全員が一致しており、自發的に運動に参加する人々を中心とすべきだとしている点で、建前はどうあれ、実態としては国民組織を政党的なものとすることを主張しているのである。そして特に内務省が国内の政治関係行政一般を取り扱っていることを考えれば、中央組織の官製的色彩の嫌悪において主に標的とされているのは内務官僚であると推定できることから、これらの発言において主に敵として想定されている政治勢力の少なくとも一つが内務官僚であることは明らかである（もう一つは後に述べる日本主義者である）。

さて、国民組織を政党的なものとすることを主張した人々は、代議士、あるいは在野で政治団体を組織している政治家、町村長（当時にあっても公選制をとっていた）の親睦団体の代表など、建前上なんらかの形で国民全体、あるいはその一部を代表することを自認しており、彼らの多くは当時あるいは過去に政党を組織したり、政党に参加したりしていた人々であった。よって彼らは仮に既成政党を否定しているとしても、政党一般は否定しておらず、ほとんどの場合、政治基盤が政党あるいはそれに類する政治団体に限られる人々であり、自分たちが政治参加していく上で政党あるいはそれに類する

団体が不可欠と考えていたことは間違いない。このように、彼らは、政党化された国民組織による国家統治を主張する点で一致しているので、彼らを「党治派」と呼ぶことができる。

とすれば、内務官僚は相対的に国民組織の政党化を阻止し、国民組織を自分たちの統制下に置こうとしていることは明らかであるから、「官治派」⁽²⁾と呼ぶことができる。そして、準備会幹事に入っていた挾間内務次官は準備会の全過程を通じて地方支部長知事兼任を強く主張し、とりあえず一〇月末には、地方支部常務委員に知事を必ず含め、かつ常務委員会は知事たる常務委員が主宰すること、常務委員の中央本部への推薦は知事が行なうことなどの成果を獲得し、翌年四月の改組時に正式に支部長知事兼任を実現するのである。⁽²⁾

以上の検討から、新体制運動の過程で、従来言われてきた「革新」対「現状維持」、「革新」対「復古」とは違う対抗図式、すなわち「官治」対「党治」という新たな対抗図式が成立し得ることが明らかとなつた。

しかし、新体制運動に登場する有力な政治勢力としてまだ軍部と日本主義者（精神右翼）が残っている。そこで次にこの二つの勢力がこの図式ではどこに位置付けられるかを検討し、その上でこの図式の学問上の意義について考えたい。

第二章 新しい対抗図式の検討

まず、「革新派」論で「革新派」に位置付けられる陸軍の態度であるが、閣僚として準備委員となつていた東条英機陸相は、第二回会議で「新政治体制ニハ部外ヨリ積極的ニ協力シテユク」と局外協力の立場を表明している。これは軍人勅諭にある軍人の政治不関与条項に配慮したものであるが、既に知られているように、陸軍組織の中で唯一政務を担当することとされた陸軍省軍務局では、国民組織として全体主義的国一党制を主張する武藤章局長や同局軍務課課員の牧達夫中佐らが主導権を握っていた。⁽²⁾ただし、その国民組織は、実質的には、満州国協和会のように陸軍の統制（当時の言葉で「内面指導」）に服することが予定されていたことは間違いない。⁽²⁾つまり、国民組織を政党的なものにすることを目指していたといつても、その国民組織の政治組織としての自律性には一定の留保が課せられていた。したがつて陸軍は「官治派」に分類することができる。当然、武藤らとほぼ同様の国民組織を構想していた革新官僚も同様に「官治派」に含まれる。⁽²⁾

次に「革新派」論で「復古派」とされる日本主義者たちであるが、これも準備会での発言からみていくと、準備委員中の日本主義者の一人である井田磐楠（貴族院議員、陸軍出身の日本主義団体である瑞穂俱楽部の会員）が、九月一七日の

第六回会議（最終回）で、「国民全体ノ運動ニ綱領ハ存在シ得ヌ。ソレヲ能ク成シ得ルノハ詔勅ノミ」「帝国議会スラ協賛シタモノハ〔引用者注、天皇の〕御裁可ヲ経ルノデアル。云ハソヤ国民組織ガ国家体制ヲ完成スナドト大權行使ノ如キ誤解アル表現ヲスルコトハ許サル可キデハ無イ」と述べた。要するに、いわゆる國体明徴論の立場から、国民組織が独自の政策や構成員を持つことなど、すなわち国民組織の政党的性格と国民組織による国家統治を否定しており、必然的に官僚勢力を中心とした「超然主義」をとっているといわざるをえない。したがつて国民組織の性格問題については「官治派」に位置付けられる。

ところで、この「官治」対「党治」図式に類似した図式としては、既に宮崎隆次氏の「選出諸勢力」（政党）対「非選出諸勢力」（軍部、官僚、貴族院）の図式がある。⁽²⁾これは政党政治の進展過程を説明するために、いわゆる大正デモクラシー期の分析概念として氏が提案し、氏は政党内閣崩壊期まで有効であるとしている。しかし、氏も認めているように、この図式は政党内閣崩壊後の時期にそのまま使えるわけではない。なぜなら当該期において政治の政党化を主張する主要な政治勢力には、選出諸勢力たる議会政党（政友会と民政黨）の他に、大衆運動を基盤とした政治団体（大衆政党、橋本欣五郎の大日本青年党など）や、議会政党と大衆政党の折衷的

な政治団体（中野正剛の東方会など）が含まれるからである。

そこで政治の政党化を主張する諸政治勢力を「党治派」と名付け、政治の政党化を否定する諸政治勢力を「官治派」としたのである。

そして、五・一五事件（二・二六事件の時期の内務省を検討した黒沢良氏の最近の論文⁽²⁹⁾や、本論文の「はじめに」や前章での検討から明らかのように、政治勢力としての内務官僚の大きな特徴が政治の非政党化にあると予想できる）とから、内務官僚分析においてこの図式は必要不可欠な道具である。

なお、類似の図式が成立可能であるということは、とりもなおさず大日本帝国憲法が議院内閣制を採用していないことによるわけで、新しい図式は、内務官僚の政治史的位置付けの手段にとどまらず、研究史上從来あまり重視されていなかつた政党内閣崩壊前後の政治制度や政治的慣行の継続面を考察するヒントともなり得ると考えられる。

ところで、内務官僚の政治史的位置付けのために、この図式は必要であっても十分ではない。なぜなら、新体制運動の政治過程には「革新派」論でなければ説明できない事態も多々あるからである。そこで次に、「革新派」論と新たな図式の関係を考察しなければならない。

第三章 新たな分析枠組みの設定

内務官僚に関連して、「革新派」論でなければ分析できぬ問題は、地方支部長の知事兼任問題をめぐる陸軍と内務省の対立であるが、陸軍が知事兼任に反対した理由は、国民組織の政党的性格保持のためであることは明らかなので、「官治派」内部で「革新」対「現状維持」という対抗図式が成立していたと考えれば問題はない。

同時に、「党治派」内部を考えてみると、政党としての指向性についてはそれぞれ認識の違いがあった。岡田、小川、金光、永井など旧既成政党出身者は、近衛を党首とし、旧既成政党を中心とした、いわば政民合同による拳国的大政党を結成し、近衛の国民的人気を利用して政党内閣を組織するというシナリオを描いていたとみられるが、「反既成政党的革新派」の人々は年来旧既成政党排撃を主張しており、旧既成政党勢力に主導権を握られることに賛成するはずもなく、その一部（昭和研究会の中心メンバーら）は取りあえず拳国的一組織を樹立したあと、旧勢力とみなせる政治勢力を肅清して全体主義的な「一国一党制」の実現を目指んでいたのである。⁽³⁰⁾すなわち、「党治派」内部においても「革新」対「現状維持」の対抗図式が成立していたことは間違いない。

すなわち、「官治」対「党治」の図式と「革新」対「現状維持」の図式を組み合わせた分析枠組み（図3）が提唱でき

に位置付けることができる。

言葉をかえて言えば、「革新」と「現状維持」の対象を國家体制（政治の面では大日本帝国憲法、経済面では資本主義自由経済）に限定することができれば、「革新派」論を「革新」

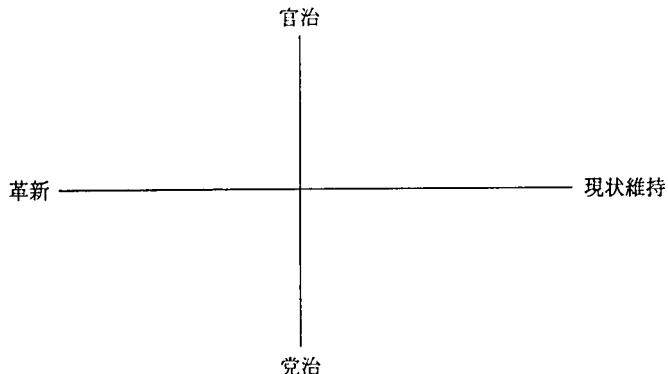


図 3

は、日本主義者諸勢力によって結成されていた時局協議会の新体制に対する意見書が、政治機構改革を否定し、国民教化のみを主張していることから考えて、彼らが当時の大日本帝国憲法を変更することを意図していないことは明らかなので、彼らは国家体制に関しては「現状維持派」

すべきことは、この場合「革新」とは当時の政治経済体制の根本的な改革を求める立場を意味し、「現状維持」とは当時の政治経済体制の原則を維持する立場を表現していることである。この枠組みによれば、さしあたり新体制運動期の各政

るわけであるが、問題は「復古派」の位置付けである。

当時の「復古派」は、なくとも新体制運動期の政治過程においてはそれが可能なのである。

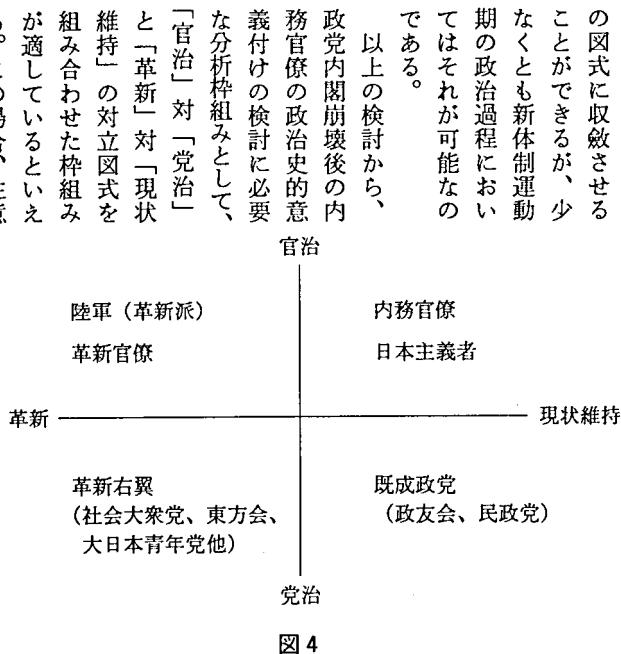


図 4

治勢力の相互関係は図4のよう表現でき、内務官僚は「官治一現状維持」、すなわち、当時の政治経済体制の原則は保持しつつ、政治の非政党化を進める立場をとっていたという仮説を立てることができる。

おわりにかえて

おわりにかえて、今後の課題と展望を記しておこう。当然ながら最大の課題は、この枠組みによって内務官僚が関与する政治問題に関する政治過程を分析することによって、この枠組の有効性を検証し、内務官僚を当該期の政治構造の中に有機的に位置付けることである。

そして有効性の検証と共に欠かせないのがこの枠組みの有効期間の検討である。究極の非政党化の表現が非政党内閣であることから考えて、政治制度として議院内閣制が確立していないことが「官治」対「党治」図式成立の必要条件なので、終期は、太平洋戦争敗戦から日本国憲法の公布（一九四七年一月三日）の間に設定されると考えられる。しかし、その後も知事官選論や事実上の内務省復活論が現われることや、戦後体制下においても政党に対する官僚の政治的優位を説く学説があることを考へると、有効期間を延長することも可能かもしれない。始期については、宮崎氏の図式が有効性を失い、かつ内務官僚が独自の政治勢力となつたと予想され、か

つ「革新派」論の枠組が「革新」対「現状維持」の対抗図式に収斂していく時期が、二・二六事件以後とされているから、二・二六事件前後の時期からと考えられるが、なお実証的な検討が必要であろう。

右の二つの作業の結果予想されることは、昭和期の内務官僚研究は少なくとも二つの時期区分が可能であるということである。すなわち、内務官僚が政治的自立を遂げていく時期（分析枠組の成立過程）と、政治的自立を果たした後、諸政治勢力の一つとして行動する時期（分析枠組の有効期間）の二つである。もちろん、必要に応じてそれぞれの時期をさらに時期区分することはありえるであろう。

また、いささか細部にわたる課題であるが、内務官僚あるいはその系列の属するとされる人々の中にも「革新派」とされる人々がいた。たとえば、新体制準備会に関して言えば、安井内相、富田書記官長などがこれに該当し、かれらが「新官僚」と呼ばれたし、菅太郎、栗原美能留など革新官僚に分類すべき人々もいた。⁽²⁵⁾こうした人々をどう位置付けるかも内務官僚論としては欠かせない課題である。

展望としては、既に述べたように、内務官僚は内務省と地方を主な活動の場としていたことから、内務官僚を軸とする政治史分析によつて、中央、地方を通ずる政治史像の構築が可能であり、その結果、従来相互の関係が比較的希薄であつ

た、中央レベルの政治史研究と、大衆レベルあるいは地域レベルの政治史研究の有機的な結合が図れ、昭和戦前・戦中の歴史の全体像構築の一助となり得るのではないかと考えている。

五七、一五四〇一六一頁がある。

(8) とりあえず注(2)参照。

ベルの政治史研究の有機的な結合が図れ、昭和戦前・戦中の歴史の全体像構築の一助となり得るのではないかと考えている。

〔注〕

- (1) 伊藤隆監修・百瀬孝『事典 昭和戦前期の日本』(一九九〇年 吉川弘文館) 一〇二～六頁。
- (2) 以上の諸問題に関する先行研究については、さしあたり黒沢良一『政党政治転換過程における内務省』(『東京都立大学法学会雑誌』三五一)三七一～二頁と注(1)～(5)参照。ただし、内務省の新官僚については、黒沢論文に取り上げられている研究の他、林博史を追加しておく。
- (3) 伊藤隆『近衛新体制』(一九八三年 中央公論社)、赤木須留喜『近衛新体制と大政翼賛会』(一九八四年 岩波書店)。
- (4) 大霞会編『内務省史』第一～四巻(一九八五年復刻 原書房、原本一九七一年刊)。
- (5) 挙著『昭和戦中期の総合国策機関』(一九九二年 吉川弘文館)、拙稿『太平洋戦争期の議会勢力と政策過程』(『史学雑誌』一〇二～四)、拙稿『大日本政治会見書』(有馬学・三谷博編『近代日本の政治構造』一九九三年 吉川弘文館)参照。
- (6) 平野孝『内務省解体史論』(一九九〇年 法律文化社)二頁。ただし、研究者による簡単な概観として、前掲平野書、三二～
- (7) この「官治」という用語は、一九三八年六月二八日付『東京朝
- (8) 前掲伊藤書、赤木書。
- (9) 主な業績として、前掲伊藤書、赤木書。そのうち各政治勢力の相互関係に着目しているのは伊藤書なので、以下、本論文では政治過程については主に伊藤書に依拠する。
- (10) 前掲伊藤書、赤木書。
- (11) 前掲『内務省史』第一巻、四三〇頁。
- (12) 前掲伊藤書、一二八～三三頁。
- (13) 下中弥三郎編『翼賛国民運動史』(一九五四年 翼賛運動史刊行会)八一頁。
- (14) 前掲伊藤書、一四〇頁。
- (15) 同右、二二一～三頁。
- (16) 以下、新体制準備会での発言内容の引用は国立公文書館蔵「内閣官房総務課資料」所収の「新体制準備に関する件」(2A-140-資10)による。同史料は新体制準備会の議事録である(ただし特別審議会の分はない)。なお、この史料は既に伊藤書でも赤木書でもかなり詳しく述べられている。
- (17) 前掲『翼賛国民運動史』、八三～六頁。
- (18) 前掲伊藤書、一六八頁。
- (19) 岡崎については、今吉敏雄編『全国町村会史』(一九五八年 全国町村委会)九七頁。
- (20) 前掲拙著及び同書に引用した諸論文。
- (21) 前掲伊藤書、一六一～八頁。
- (22) この「官治」という用語は、一九三八年六月二八日付『東京朝

日新聞』朝刊の内務省の東京都制案を報じる記事の見出しの一部

「官治主義の色彩濃厚」から借用した。

(23) 内政史研究会編刊『挾間茂氏談話速記録』(一九六六年) 一三

二一〇五頁 前掲赤木書、一九一〇六頁。

(24) 木戸日記研究会『牧達夫氏談話速記録』(一九七九年 日本近

代史料研究会) 二三六〇九頁。

(25) この点について、これまで明確に指摘した研究がないので根拠

を示しておく。牧は陸軍が主張する国民組織について、「軍の指導者はははいておらんですけれども、軍の考えておる国策なり軍の考えておる方針というものは直ちにこれが国民に理解を与え、國民からこれが協力を得、そしてこれが政治となつて行なわれる組織だ」と回想しているが(前掲『牧達夫氏談話速記録』八八頁)、これは婉曲な表現ながら、陸軍(といつても実際は武蔵、牧ら軍務局)の意志を実現する組織として国民組織をとらえていたことを示していることからこのように判断できるのである。

(26) 前掲拙著、一一三〇二五頁。

(27) 荒原朴水『大右翼史』(一九六六年 大日本国民党) 三八〇一
一頁。

(28) 宮崎隆次「日本政治史におけるいくつかの概念」(『千葉大学

法学論集』五一一)。

(29) 前掲黒沢論文。

(30) この点についてはこれまで十分な研究がなされていないので今後の課題とするが、さしあたりこのように断言できる根拠を示しておこう。

まず、新体制運動初期において既成政党サイドでは、新体制運動が既成政党を基盤とした新党運動となるとみていたことである。

すなわち、一九四〇年七月九日付けの警察情報の中、政友会久

原派の久原房之助総裁の秘書木村義兵衛は「新党ヲ如何ニ作ルカ

ト云フ問題ハ種々アルデアラウガ結局政党ノ合同ニ次イテ各種団

体ガ加入スルヨリ他ニ途ガナideハナイカ、既成政党ノ離合集散

云々ト非難シテ見テモ尚有ナル一勢力タルヲ失ハヌ、之ヲ全国

的ニ見レバ政友、民政ノ地盤ハ八割ヲ占メテキル事実ハ無視シ得

ナイ」と述べ、政友会中立派(金光鼎夫は「国民待望

ノ新党結成モ既ニ時局問題トナツティル、此ノ母体ハ何ト云ツテ

モ事実ハ結局既成政党デア」と述べている(吉見義明・吉田裕・

伊香俊哉編『資料日本現代史』一一、一九八四年 大月書店、八

八頁)。

さらに、旧社会大衆党系、旧小会派系、旧政友会中島派など議会内の「革新派」と目される勢力が解党後に結成した新体制促進同志会の新体制案は新体制の推進団体のことを「政党」としており(下中弥三郎編『翼賛国民運動史』一九五四年 翼賛運動史刊行会、五七〇八頁)、政党結成を目標としていることは明らかである。

さらに、翼賛会創設後、その中央本部の主要ポストを政友会、民政党出身者以外の「革新派」が独占した状況の中で、同年末に院内交渉団体として衆議院議員俱楽部が結成される経緯について、旧政友会中島派の島田俊雄が「実はこの際 旧政党関係の者だけでも一度集まつてもらって、議員クラブのようなものでつくりた

いと思うんだ。そうしなければ、だんだん旧政党政員以外の連中がノサバッて来て、しまいにはどうにも動きがとれなくなつて来ることは必定だ」と述べたという木舎幾三郎（雑誌『政界往来』を主宰する政治評論家）の回想（木舎『政界五十年の舞台裏』一九六五年、政界往来社、二八三頁）も、新体制運動の主導権を既成政党以外の「革新派」にとられたことへの反感の表れとみなせる。

(31) 前掲伊藤書、一一一～三、一二六～七頁。

(32) 前掲『翼賛国民運動史』七六～七頁。

(33) 前掲平野書、終章。

(34) 村松岐夫『日本の行政』（一九九四年 中央公論社）二〇一～二頁。

二頁。ただし、私としては村松氏の政党優位論に賛成である。この点については、拙著三六八頁を参照。

(35) こうした人物の位置付けについては、さしあたり拙著一八頁参考照。